
平成31年度税制改正に関する要望

平成30年7月

一般社団法人 日本損害保険協会

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

地球の温暖化傾向が続く中、世界規模で地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、いざという時に国民生活を支える役割を担う損害保険の存在意義は、一層高まっていると考えます。

日本においても、近年、平成 28 年の熊本地震、昨年は九州北部豪雨や台風 21 号など、自然災害が各地で国民生活に大きな被害をもたらしました。今年に入ってから、6 月には大阪府北部を震源とする地震、7 月には平成 30 年 7 月豪雨と巨大自然災害が頻発しております。

損害保険会社は、巨大自然災害に対して、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金として積み立ててまいりましたが、異常危険準備金の残高は未だ十分な水準とは言えない状態です。

今後も損害保険業界が、巨大自然災害にあっても確実に保険金をお支払するという社会的使命を全うするためにも、異常危険準備金の残高を早期に回復させていく必要があると考えております。

また、我が国の損害保険会社は、近年、事業の多角化、リスクの地理的分散を目的として、グローバルな事業展開を進めております。

そのような中、国際課税の分野では、国際的な租税回避を防止するため、経済協力開発機構（OECD）により、税制の国際的調和を図る目的から「BEPS（税源浸食と利益移転）報告書」が取りまとめられ、外国子会社合算税制など、日本においても法整備が進められております。

今年も過大支払利子税制などの国際課税ルールの見直しが検討されておりますが、グローバルに事業を展開する日本の損害保険会社の国際競争力を阻害することのないよう、損害保険ビジネスの実態を踏まえた検討がなされるべきと考えます。

また、平成 31 年 10 月には消費税率の 10%への引上げが予定されていますが、保険料が非課税である損害保険では、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が、税率引上げに伴って拡大していくことが懸念されます。これらの課題を解消する対策の検討を進めていくことも必要であると考えます。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。このような観点から、平成 31 年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

平成 31 年度税制改正要望項目.....	2
1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 重点要望項目	4
2. 国際課税ルール改定における対応.....	6
3. 消費税制上の課題解決に向けて	8
4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化.....	9
5. 確定拠出年金に係る税制上の措置.....	10
6. 地震保険料控除制度の充実.....	11
7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止.....	12
8. 受取配当等の二重課税の排除.....	13
9. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続.....	14
10. レポ取引に係る利子課税の特例措置の延長および対象債券の拡大.....	15

平成 31 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
1) 積立率を現行の5%から6%に引き上げること 【経過措置は平成30年度で期限切れ】	積立率は、保険料の5% ・本則積立率2%+平成30年度までの経過措置3%
2) 洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること ・本則積立率が適用となる残高率も同様に引き上げ	・残高率が30%を超える場合は、保険料の2%（本則積立率） 洗替保証率は、保険料の30%

2. 国際課税ルールの改定における対応

要望内容	現行税制
国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと	米国税制改正などの影響により、米国で保険事業を営む実態のある子会社の所得が合算課税の対象となるおそれがある
1) 米国税制改正などの影響を踏まえ、外国子会社合算税制において、損害保険ビジネスの実態を踏まえた、所要の手当てを行うこと	
2) 過大支払利子税制や国境を越えた役務の提供に係る消費課税の在り方など、その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、正当な経済活動を行う日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されることがないよう、十分に留意すること	過大支払利子税制における損金算入制限の対象は国外関連者に対する純支払利子に限定されている 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課税

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

要望内容	現行税制
税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること	保険料が非課税である損害保険においては、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が存在している

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

要望内容	現行税制
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	平成30年度まで非課税措置

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	平成31年度まで課税停止措置 税率は約1.2%（地方税含む）

6. 地震保険料控除制度の充実

要望内容	現行税制
地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること	平成19年1月に制度創設 控除限度額は所得税50,000円、 地方税25,000円

7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

要望内容	現行税制
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること	完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにもかかわらず、配当金支払には源泉徴収が必要

8. 受取配当等の二重課税の排除

要望内容	現行税制
受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと	持株比率5%以下の株式について、 益金不算入割合は平成27年度より20% （保険会社は40%）

9. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は0.9% （地方法人特別税と合わせ約1.3%）

10. レポ取引に係る利子課税の特例措置の延長および対象債券の拡大

要望内容	現行税制
レポ取引に係る特例措置の延長および同特例措置に外国国債等を加えるなど対象債券の拡大を図ること	平成30年度まで非課税措置 外国国債等は特例措置の対象外

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

<要望内容>

頻発する巨大自然災害に対する保険金支払いに万全を期すため、

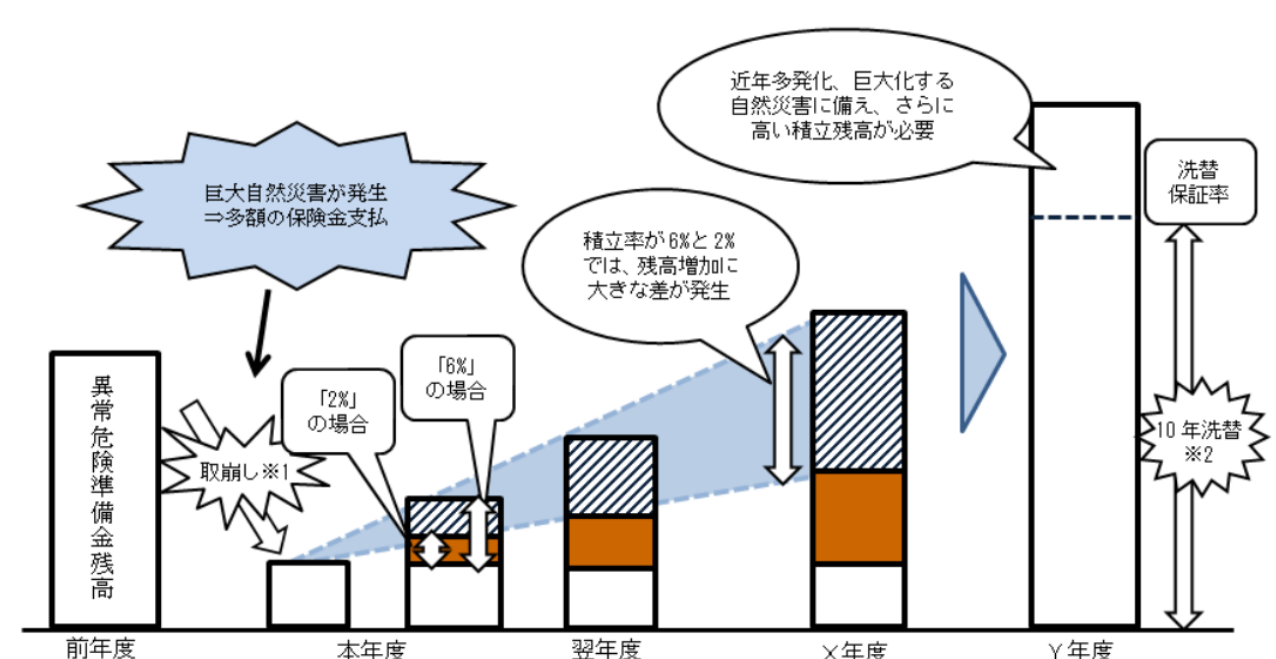
- 1) 積立率を現行の5%から6%に引き上げること
- 2) 洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること
 - ・本則積立率が適用となる残高率も同様に引き上げ

<要望理由>

- 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。
- 平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。
- しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされました。さらに、平成26年2月の首都圏を襲った大雪により、約3,200億円もの保険金支払が発生し、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。
- 今年に入ってから、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と巨大自然災害が頻発しており、損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な異常危険準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、大幅に減少した残高を早期に増加させることが必要不可欠と考えます。平成30年度で経過措置(3%)の期限が切れることとなりますが、頻発する巨大自然災害に対応するためには、経過措置を含んだ現行の5%でも十分とは言えない状況となっております。巨大自然災害に対しても確実に保険金支払を行うという社会的使命を全うするため、積立率を6%に引き上げを要望します。
- また、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年の台風19号、平成16年の複数の台風、平成23～26年の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約6,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げ^(※)を要望します。
※本則積立率(2%)が適用となる残高率(30%)も同様に引き上げ
- これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、頻発する巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

<ご参考>

【火災保険等に係る異常危険準備金制度の概要】



※1 取崩し：火災グループ全体の損害率（支払保険金÷収入保険料）が50%を超える場合、その超過額を準備金残高から取り崩す。

※2 10年洗替：準備金残高が積立限度（収入保険料×洗替保証率）を超える場合は、原則としてその超過額を11年目以降の積立部分から取り崩す。現在の洗替保証率は30%

【過去の風水害等による大規模保険金支払（支払額1000億円以上）】

発生年	巨大自然災害	元受保険金支払額 (億円)
平成3年	台風19号	5,680
平成10年	台風7号	1,599
平成11年	台風18号	3,147
平成12年	東海豪雨	1,030
平成16年	台風16号	1,210
	台風18号	3,874
	台風23号	1,380
平成18年	台風13号	1,320
平成23年	台風15号	1,123
平成26年	2月雪害	3,224
平成27年	台風15号	1,642
平成29年	台風21号	1,217

平成16年は10個の台風が上陸
⇒約7,400億円の損害

一般社団法人 日本損害保険協会調べ

2. 国際課税ルールの改定における対応

<要望内容>

国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと

1) 米国税制改正などの影響を踏まえ、外国子会社合算税制において、損害保険ビジネスの実態を踏まえた、所要の手当てを行うこと

<要望理由>

- 平成 29 年 12 月 22 日、米国において税制改正法案が成立し、平成 30 年 1 月 1 日より連邦法人税の税率が大幅に引き下げられました。これにより、日本企業の米国所在子会社が、本邦外国子会社合算税制の対象となる可能性が想定されています。
- 米国における損害保険ビジネスでは、一の州で一の保険会社が得られる商品認可が限定的なため、グループ内に複数の保険会社を設立し、顧客の多様なニーズに対応する組織形態が一般的です。その際、資本効率の観点から、グループ内再保険により代表となる保険会社にリスクを集約することが一般的に行われています。これは、顧客ニーズに応えつつ効率的な事業運営を行うといった経営努力そのものであるにもかかわらず、グループ内再保険の多寡によっては非関連者基準に抵触し、合算課税の対象となる可能性があります。
- また、現行の「保険委託者特例」では、その適用範囲が「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接または間接に保有されている外国関係会社」とされているため、外国関係会社の株式が一の国内保険持株会社傘下の複数の内国法人によって保有される場合に特例が適用できず、合算課税の対象となるおそれが生じています。
- 外国子会社合算税制は、外国子会社を通じた不当な税負担の軽減・回避を防止する制度であり、実体のあるビジネスを営んでいる外国子会社の正当な経済活動に課税されることがないように、以下に記載する所要の手当てが行われることを要望します。
 - イ) グループ内再保険により、リスクを集約する保険会社の非関連者取引割合が 50%未満となり、経済活動基準に抵触する可能性があります。仮に合算課税の対象となった場合、日本の損害保険会社の子会社は、米国ビジネスにおいて競争上大きな不利益を被ることが想定されます。グループ内再保険によるリスク集約は、米国の損害保険ビジネスでは一般的な商慣習であり、非関連者取引割合算定の際に除外するなど、所要の手当てが行われることを要望します。
 - ロ) 「保険委託者特例」の適用範囲について、平成 30 年度税制改正において創設された金融持株会社の要件と同様に「一の内国法人及び当該一の内国法人との間に特定資本関係のある内国法人によって、その発行済株式等の全部を直接または間接に保有されているもの」も含まれるよう所要の手当てが行われることを要望します。

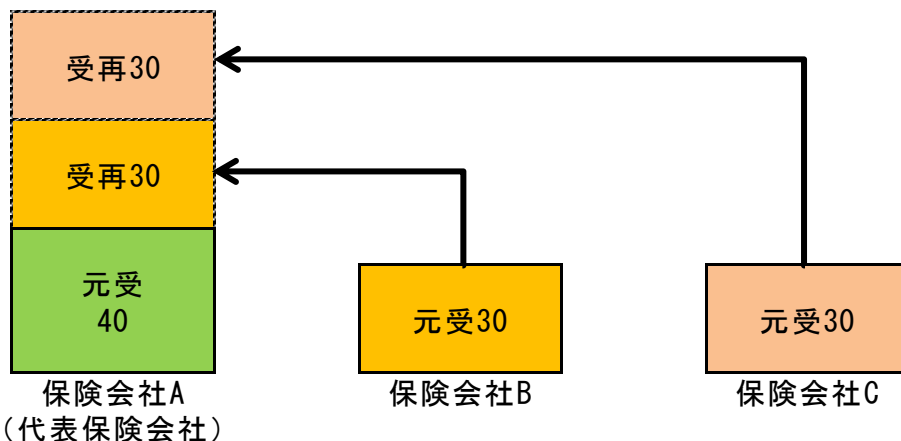
2) 過大支払利子税制や国境を越えた役務の提供に係る消費課税の在り方など、その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、正当な経済活動を行う日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されることがないように、十分に留意すること

<要望理由>

- 平成30年度税制改正大綱において、「移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度については、BEP Sプロジェクトにおける勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。」とされており。また、国境を越えた役務の提供に対する消費課税のあり方についても、「課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。」とされました。
- 公正な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、見直しが行われる場合には、諸外国の制度・運用実態等も踏まえ、日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されることがないように、十分に留意することが必要と考えます。

<ご参考>

【グループ内再保険の概要】



米国内の代表保険会社であるA社の非関連者割合は、 $40 \div (40 + 30 + 30) = 40\%$ (50%未満) となり、非関連者基準に抵触する。

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

<要望内容>

**税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題
（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること**

<要望理由>

- 政府の「社会保障・税一体改革」の取組により、我が国の消費税率については、平成 31 年 10 月に 10%まで引き上げられることが予定されております。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という 2つの課題を発生させております。

【課題 1】「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料(自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等)のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっております。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

【課題 2】「税の中立性の阻害」について

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しております。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することとなります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

- 付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

<要望内容>

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（非課税措置は平成30年度で期限切れとなる）

<要望理由>

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成30年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。
- なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成17年度税制改正により恒久化されています。

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

<要望内容>

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成31年度まで経過措置により課税停止）

<要望理由>

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってまいりました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきております。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。
- こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠であります。
- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
- 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成31年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

6. 地震保険料控除制度の充実

<要望内容>

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

<要望理由>

- 平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震に代表されるように、我が国は、世界的に見ても大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、その都度甚大な損害を被っております。
- 地震保険制度は、我が国のこうした特性も踏まえ、昭和 39 年に発生した新潟地震を契機として昭和 41 年に「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に創設され、これまでの間、政府の再保険による下支えを受けながら、保険制度という「自助」の機能として我が国の地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献してまいりました。
- また、国民の自助努力を高めて強靱な社会の形成に貢献するべく、地震保険の理解促進及び加入促進に、損害保険業界を挙げて取り組んでまいりました。平成 19 年 1 月には、こうした取組みを後押しする「地震保険料控除制度」が創設され、その後も年々地震保険の世帯加入率は高まっております。
- 一方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成 29 年 1 月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後も段階的に料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。
- 地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

<要望内容>

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

<要望理由>

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておられません。
- 一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

8. 受 取 配 当 等 の 二 重 課 税 の 排 除

<要望内容>

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

<要望理由>

○ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されております。

○ しかしながら、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率 5%以下の株式について、益金不算入割合が 50%から 20%に引き下げられました。(注)

(注) 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。

○ 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。

○ 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

9. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

<要望内容>

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

<要望理由>

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 27 年度、28 年度改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。そのような中、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。
- 損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、平成 28 年度の税制改正により、8分の5まで拡大するものの、所得割も8分の3部分残されております。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。
- しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

10. レポ取引に係る利子課税の特例措置の延長と対象債券の拡大

<要望内容>

レポ取引に係る特例措置の延長および同特例措置に外国国債等を加えるなど対象債券の拡大を図ること

<要望理由>

- わが国では企業の海外進出が加速しており、こうした動きを金融面からサポートするためにも、日本の金融機関が安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要であると考えます。
- 外国金融機関等に対して支払われるスタート取引に係る金銭とエンド取引に係る金銭の差額（レポレート）については、本来は利子所得として源泉徴収が必要となりますが、外国金融機関等が「非課税適用申告書」等を提出している場合には、源泉徴収が免除されています。
- 平成29年度税制改正において、レポ特例の対象となる金融機関等に、短資会社及び国内外の清算機関が加えられました。また、外国ファンドなど一定の外国法人が国内金融機関等と振替国債を用いて行う債券現先取引で一定の要件を満たすものにつき受け取る利子等を非課税とする措置が講じられました（2年間の時限措置）。
- ますます加速するグローバル化に対応するためにも、同特例措置の延長を求めるとともに、対象となる債券に外国国債等を加えるなど拡大を図ることが必要と考えます。